

環境省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令案

環境省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成15年環境省令第13号）の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とする。

別表中「第3条関係」を「第2条関係」に改め、同表の網又はわなを指定しての狩猟免許取得の容認事業の項を削る。

別記様式を削る。

この省令は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第67号）の施行の日（平成19年4月16日）から施行する。

環境省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第2条第1項に基づき取得した狩猟免許は、平成19年4月16日以降も有効期間内は有効となる。その他、狩猟者登録等の際に必要な事項は、施行通知で定めることとする。